



新制度では、施設などの利用を希望する保護者の方に、
利用のための認定を受けていただきます。

新制度では、市町村がお子さん1人1人について、3つの認定区分により認定を行います。この区分に応じて施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。

手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありませんが、それぞれの施設や市が提供する情報などをよくご確認ください。

3つの認定区分

- 1号認定** 教育標準時間認定
お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合
利用先 幼稚園、認定こども園
- 2号認定** 満3歳以上・保育認定
お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園
- 3号認定** 満3歳未満・保育認定
お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

《新制度利用の流れ》

